

**男女共同参画社会の実現を積極的に推進し、
「農地利用の最適化」に全力で取り組もう！**

令和4年5月に改正された農業経営基盤強化促進法によって、農業委員会が以前より取り組んできた人・農地プランが「地域計画」として法定化されました。農業委員会にとって「農地利用の最適化」を果たしていくことは、より大きな使命となったわけです。

また、社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が互いにその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっています（男女共同参画者社会基本法前文より）。

このことから、農業・農村の持続的な発展のため取り組んでいる、「農地利用の最適化」の取組みにおいても、女性の声をさらに反映させ、今ある農地を将来の農業・農村のために引き継いでいくことが必要です。

本日、この「女性の農業委員会活動推進シンポジウム」には、全国より女性の農業委員・農地利用最適化推進委員が参加し、「女性の力で進めよう！農地利用の最適化」をテーマに議論しました。その成果を踏まえ、以下の3点を、声高らかにアピールいたします。

1 私たちは、女性「農地利用の最適化」活動に積極的に取り組みます

私たちは、女性の意向や意見も反映した「地域計画」の作成を目指すべく、農地の利用集積・集約化、担い手の育成・確保、遊休農地の解消・発生防止など地域で抱える課題の解決に向けた、農地利用の最適化に男性委員とともに積極的に取り組んでいきます。

2 私たちは、農業・農村への理解醸成に向けた食農教育や農業後継者対策に地域を先導して取り組みます

農業は、食料安全保障の観点からも、国民の命の源となる食料を生産する生命産業です。私たちは、国民が食や農業に興味関心を持ち、農業、農村への理解を深められるような情報発信や食農教育を行います。併せて、農業後継者の育成を推進します。

3 私たちは、男女共同参画社会の形成を目指し、女性の声を強く発信します

男女がよきパートナーとして地域の共同参画を推進していけるよう、引き続き理解醸成に取り組むとともに、女性農業者の声を政策に反映させるため努力します。

令和5年3月9日
全国農業委員会女性協議会